

平成26年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について

平成26年6月定例会（事前）
県土整備委員会資料（その1）
県土整備部

項 目	実 施 内 容	備 考
1 若年者等の確保・育成と地域を支える建設企業の適正な評価 (1) 格付けにおける若年労働者雇用の評価拡充 ① 若年労働者雇用の加点拡大 (2) 総合評価落札方式の充実 ② 新たな評価手法の導入 ③ 評価項目の見直し ④ 評価基準の明確化等 (3) 建設技術者表彰制度(仮称)の創設 ⑤ 建設技術者の表彰	① 若年労働者雇用の加点対象人数を拡大する。 [(平成27年度の格付け時より実施)] ・若年労働者の雇用：5名まで[5点/人] ② 新たな評価手法を導入する。 ・「若手技術者育成型総合評価落札方式」を実施（施工能力審査型で一部試行） ・「従業員の地元雇用評価」を実施（過疎地域等で一部試行） ③ 評価項目を見直す。 【簡易型・標準型】 ・企業の施工実績の配点[15点] ・企業の工事成績の配点[25点]（簡易型A） ・「建設業BCP認定企業[5点]」を評価項目に追加 ④ 評価基準の明確化等を行う。 ・「コスト削減に対する考え方」の評価基準を明確化し、工事内容に応じた「概算低減率」により評価 ・企業及び配置予定技術者の工事成績の評価において「解体工事業」を分離 ⑤ 従来の優良工事表彰に加え、優良な建設工事を担当した技術者を表彰する。 ・「優良建設技術者賞」 ・「若手建設技術者奨励賞」	<現行> ・2名まで[5点/人] <現行> ・10点 ・20点（簡易型A） <現行> ・定性的評価基準 ・「とび・土工・コンクリート工事業」で評価
2 円滑な事業執行への対応 (1) 更なる入札不調対策の実施 ① 適正な予定価格の算定 ② スライド条項の活用（※実施済み） ③ 適切な工期の設定（※実施済み） ④ 一者入札の一部有効化（※実施済み）	① 市場の動向を注視し、迅速に設計材料単価の臨時改定を行うとともに、最新の資材価格や労務単価を使用し、適正な予定価格の算定に努める。 ② 「インフレスライド条項運用マニュアル」に基づき、資材価格や労務単価の上昇に対応するスライド条項を活用し、適切な対応を行う。 ③ 余裕を持った準備日数を計上し、適切な工期設定を行う。 ④ 一般競争入札における一者入札について、「原則有効」と取り扱う。	<従来> ・取り止め（一部有効）

項 目	実 施 内 容	備 考
⑤ 現場代理人の兼務要件の緩和 (※実施済み)	⑤ 現場代理人が兼務できる要件について、「同一の旧市町村内の2.5千万円未満の全工事（3件まで）」とする。	<従来> ・同一の旧市町村内の2.5千万円未満の 県工事（2件まで） ・相互の距離が5km以内の合計5千万円 未満の県工事（2件まで）
⑥ 技術者の兼任要件の緩和 (※実施済み)	⑥ 専任の主任技術者が兼任できる要件について、「各庁舎管内の全工事（2件まで）」とする。	
⑦ 技術者の専任期間の運用緩和 (※実施済み)	⑦ 専任の主任技術者等の「専任期間の運用緩和」を行う。	
⑧ 一部工種における雇用条件の緩和 (※実施済み)	⑧ 「鋼橋造物維持修繕工事」における専任の主任技術者等の雇用条件を緩和する。 ・入札参加資格：「雇用期間は問わない」	<従来> ・3か月以上の雇用
⑨ 事業執行の平準化	⑨ 年間を通した工事発注の平準化と計画的かつ切れ目のない発注を推進する。	
⑩ 発注見通しの統合公表	⑩ 国とも連携し、発注見通しの統合公表を推進する。	
(2) 三者会議の対象拡大 ⑪ 三者会議の対象拡大	⑪ 三者会議の対象を拡大する。 ・「専任の技術者が兼務する工事」(※実施済み) ・「設計金額5千万円以上の橋梁、トンネル工事等」	<現行> ・設計金額1億円以上の橋梁、トンネル工事等 で試行
(3) 業者選定の透明性確保 ⑫ 測量・建コン等業務における 評価の公表	⑫ 測量：建設コンサルタント等業務の業者選定に関し、客観的な評価を実施するとともに、評価基準及び評価結果の公表を行う。	
3 入札参加資格要件の確認強化 ① 個人住民税の特別徴収の確認	① 「個人住民税の特別徴収」を実施していることを資格認定要件とする。 〔平成27年度の入札参加資格審査時より実施〕	
4 企業負担の軽減等 (1) 入札等支援 ① 契約手続期間の延伸 (※実施済み)	① 契約保証審査手続の長期化等やむを得ない場合、「落札決定から契約締結までの期間を最大14日間に延伸」する。	<従来> ・7日間
② 見積参考資料等の充実	② 入札参加者の迅速で適正な工事費の見積を支援するため、平成26年度においても引き続き見積参考資料等の充実を図る。	
③ 入札等支援講習会の実施	③ 入札参加に必要な見積・総合評価落札方式・施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を、平成26年度においても引き続き実施する。	

項 目	実 施 内 容	備 考
(2)電子化支援		
④ 電子納品の個別相談会等の実施	④ 電子納品に関する個別相談会等を、平成26年度においても引き続き実施するとともに、習熟度アップにつながる取組みを民間企業等との協働により実施する。	
⑤ 市町村との共同利用の拡大	⑤ 平成26年度においても引き続き、市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。	<現行> ・現在7市が共同利用
(3)建設業支援		
⑥ 現場代理人等の適切かつ効率的な配置（※実施済み）	⑥ 現場代理人・主任技術者等の設置要件等を分かりやすく解説した「 <u>現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル</u> 」を作成し、ホームページで公表する。	
⑦ 建設業BCPの認定	⑦ 建設業BCPの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを、平成26年度においても引き続き実施する。	
⑧ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付	⑧ 平成26年度においても引き続き、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。	
5 県内企業の活用推進		
① 県内企業への優先発注	① 平成26年度においても引き続き、県内企業発注率（件数・金額）90%以上を目指す。	
② 県内産資材調達の推進	② 平成26年度においても引き続き、県内産資材の原則使用を推進する。	